

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

大衆の先頭に……………	2
―第三五回総選挙と社会党の教訓(三)―	
総評運動の最近の傾向……………	4
―資本とたたかうことが労働運動の第一歩―	
いわゆる「ヤミ給与」攻撃のなかで……………	8
―「ヤミ給与」問題への社会党千葉県本部の態度―	
〔資料〕カラ超金問題への政労協の声明……………	10
政府の悪辣な賃金切下げ攻撃に反撃を……………	
本部原案をめぐり激論……………	13
―全通第七四回中央委員会から―	
■トリアル・アンド・エラー(3)……………	16
「忍」の一字、の中味を……………	
職場の機関誌紙から……………	9
■緊急号外・好評発売中■	
『道』批判者たちへの反批判―『道』と科学的社会主義の擁護	
定価 五〇〇円(郵送費含)	

刊社会通信

NO.74

一九七九年二月一日

一九七九年二月一日

(毎月一日・二日・三日発行)

大衆運動の先頭に

——第三五回総選挙と社会党の教訓(三)——

選挙を棄権する人たちには二つのタイプがある。その一つは、「無関心派」と言われている人たちである。もっと正確にいうと、「無関係派」である。自分たちの生活と政治が無関係だと思っている。「政治には関心がないから……」「政治のことはわからない……」というのが、彼らの言い分である。

選挙闘争を通じて、多くの活動家たちがこうした「無関係派」と出会い議論してきた。抽象的に「大企業優先か、国民生活優先か」などと言っているのでは役に立たない。政府・自民党、大企業の労働者、勤労国民への攻撃を具体的にバクロし、「こういう不当なやり方とたたかわないと、ますます生活が苦しくなる」と訴えてきた。それは、首切り、低賃金、労働強化のことであるし、また、一般消費税や健保改悪、年金の問題だった。「われわれの生活と政治はこんなに密着している。社会党に投票して、自民党政治反対の意志を表わそう!」と呼びかけた。

こうした働きかけが、選挙闘争の時だけでなく、日常的に組織されなければならない。「無関係」と思われている多くの人々に、生活と政治は一つだ、と訴え続けなければならない。しかし、それだけでは不十分である。

棄権の第二のタイプは「どこへ入れても同じ」という人々である。社会党にとって重要なことは、「社会党にずっと投票してきたけれど、いつになっても政治は良くならない。もうどこに投票しても同じだ」、したがって棄権するという人が実に多いことである(いわゆる「協会」対「反協会」の党内闘争が、有権者に良いイメージを与えていないのは事実である。それにはマス・コミの力が大いに作用している。しかし、若き活動家を中心に正面から有権者の反論に答えている場面も多い。いわく「協会と言われる人たちは、自民党とはケンカしていくしかない」と主張しているし、反協会の人たちは、自民党と手を組むこともあると言っている。これじゃまとまるわけじゃないでしょう。左派がのびれば、社会党は強化されます!」)。

彼らを批判するのは簡単かも知れない。しかし、政治を少しでも良くしようとして「反自民」の意志を社会党に投票することで示し、社会党に期待をかけてきた人たちの失望を、いやし、説得し、再び「反自民」と言い続けよう——とオルグしきすることは簡単ではない。「当選したら〇〇を実現します」「社会党の勝利で××の実施を!」式の、まったく請

負的な議員党的な選挙宣伝（日常の取り組み含めて）が、こうした現状の大きな原因の一つであろう。選挙民は投票し、政治は議員がやる——というブルジョア的常識のワク内での選挙活動だったということである。

選挙民は、公約する社会党に期待して投票する。しかし社会党の議員が何人か当選すれば、党の公約が実現できるなどという力関係にないことはハッキリしている。したがって公約は、そのほとんどが実現されずに終わっている。「約束が違う」と選挙民は思う。しかしそれでも投票し続けた……そして疲れ果てた……。

二

重要なことは「選挙民は投票し、議員が政治を司る」というブルジョア常識を、社会党自身がうち砕くことである。選挙民一人ひとりが政治の主人公であること、政治のあり方を少しづつ改良し、ついには社会を変革する主人公であること、このことを社会党自身がハラに据えることが不可欠である。そして、その思想を（わがブルジョア憲法流に言えば主権在民の思想を）選挙民一人ひとりに広めることである。

もちろん、ブルジョア常識の伝統は重い。「議員さん」と自分たちとはそもそも違う、という意識は根強い。したがって、たんに宣伝して歩くだけでは不十分である。彼らを、彼ら自身の課題において、たたかいに組織しなければならぬ。そのたたかいの真只中で、より緻密な宣伝を組織し、彼らの置かれている位置を自覚させ、使命を自覚させ、力を自覚させなければならぬ。これらは、理論（科学的社会主義の）なくしては不可能である。同時に、たたかいの経験なくしては不可能である。人びとは、たたかいと学習、学習とたたかいのなかで、身体を通して、位置と使命と力とを自覚する。

社会党は、このたたかいに大衆運動の先頭に立たなければならない。たんに選挙の時だけでなく、日常的にたたかいの先頭になければならない。したがって、党の公約は、「〇〇を実現します」ではなく、「〇〇を阻止するたたかいの先頭に立ちます」であり「××を要求するたたかいの先頭に立ちます」でなければならない。そして実際にそのたたかいに多くの大衆を組織することによって、彼らを「投票する市民」から、社会の変革をめざしてたたかう「政治の主人公たる人民」にかえていかなければならない。

資本主義の矛盾の激化は、その矛盾をますます労働者、勤労国民に押しつけずにはいない。たたかいの課題は広がらざるをえない。大衆の立ち上る条件は拡大している。

意識を変革する条件も拡大している。

ところで、社会党の妙なクセの一つに（とくに選挙に関連しては）「大衆運動」というと、何でもかんでも「地域運動」だと考える傾向があるようだ。これは、地域運動が弱いという党の劣等感から来るものだろうか——。

だが、否である。大衆運動の中心には労働運動が据えられなければならない。

総評運動の最近の傾向

——資本とたたかうことが労働運動の第一歩——

必要なのは資本とたたかうこと

『日産労組なぜ、この荒療治』という見出しで、一月一日の朝日新聞の夕刊は、「同労組員七名が、統制違反で除名され、ユニオン・ショップ協定にもとづいて、会社が七名を解雇した」と報じた。それによると神奈川県労委は「組合民主主義の実現をめざす労働組合の正当な行為」と、七名の活動を評価したこともつたえている。

たたかう労働組合をつぶすために、会社が職制を使い御用組合を作らせるといふ話はいたるところにある。そのほとんどが、総評の組合を分裂させ、同盟の組合を作るといふことで進められている。もちろん、先の日産労組も同盟であり、全金プリンス支部の分裂に加担したのは有名。

官公労でも同様なことがある。郵政省のマル生は、総評の全通組合員を、同盟の全郵政組合員と差別することであった。全郵政が当局の力を背景に、全通から組合員を全郵政に強引にひきこむことが郵政マル生である。

総評を解体させ、同盟を育成しながら、たたかう労働者に攻撃を加わえ、労働者の権利を奪う政策が進められている。当然の権利であるストライキを指導したというだけで、四五〇万労働者代表する総評議長に、一年六ヶ月の懲役を求刑したり、下級審を無視し、国労のビラはりを違法とする判決がまかりとおるところまで、司法の反動化が進み、われわれの権利が奪われている。

ところが、総評は「多数派結集がいまこそ重要であり、八〇年代の労働運動の最大課題は、労戦統一である」と、同盟との連帯を強調する。一月一日におこなわれた、総評委員長・書記長・地評代表者合同会議で、反マル生のたたかいを進めている単産の書記長が、「同盟がいう二つの条件についてつめる必要がある。テーブルにつかないというのは主導権はとれない」と、当局の総評組合員の弾圧に加担している同盟と手を結ぼうというのである。

われわれは、総評に結集している労働者だけが、団結すればいいとは思わない。同盟の組合員を敵だとは思わない。しかし、そのことは同盟の幹部と手を結ぶこととは違う。労働者階級をうらぎり、活動家を排除し、当局が経営者に労働者を売り渡す御用組合の幹部を許すわけにはいかない。

今、必要なことは、だまされ、ごまかされているため一時的に総評から離れ、同盟の組合員となつて弱く、一人ひとりの労働者に、団結を呼びかけることだ。それは、全通と全郵政が一緒になることではない。全通がたたかうことによって、一つ一つ労働条件を改善させ、労働者の権利を守り、発展させることを通じて、全郵政に入っている労働者

に、たたかうことの意義を、たたかうことによってわれわれの生活が守れることを、事実でもって教えることだ。

原則に欠けるところはないか

総評大会で富塚事務局長は、「労戦統一は、ウィスキーの水割りのようなもので、水割りにならざるをえない。危険はある。デメリットがある。しかしこの道に踏みこまない限り、八〇年代の展望が出てこない」といった。

ようするに、「今、総評、社会党は力がない。民間だけでいえば、同盟の方が多い。今までどおりの運動を進めていけば、総評は孤立する。たたかった結果、残ったのは、官公労と民間中小の組合だけだったというのは、何もならない。今こそ、大胆な発想の転換が必要」。だから、「水割りになってもしょうがないから、大胆に労戦統一にふみこもう」というのである。

一日に開いた総評の会議では、同盟から提起されている、①民間先行、②労働組合主義、③国際自由労連加盟——という統一の条件について

「労働組合主義の基本は、労働組合員の利益は何にもまして重視することであり、そのためには労働者の生存権、労働基本権（団結権、団交権、ストライキ権）が社会的に保障されることが前提である。この点の合意は八〇年春闘前になされなければならない。もしかりに八〇年春闘において、従来通りの「違法スト論」がとびだし、同盟と対立する状況が生まれることはのぞましいことではない。」

「国際自由労連（ICFTU）問題は、国際自由労連大会が、来る十一月十九日から四日間開催されるので、総評は富塚事務局長を団長として派遣し、加盟六単産（注、全電通、全通、全鉱、炭労、都市交、日放労）代表も参加する。この大会開催中富塚団長は、ケルステン書記長と会談し、次のことについて話し合いができればコメントを発表する。(1)全通と全郵政の組織統一についてICFTUの見解と働らきかけを求める(2)総評の運動路線や政策について、ICFTUの理念、綱領と一致点を見出せるかどうかについて話し合う(3)国内労働戦線の統一と、国際組織とのかかわり合いについて、各国の動向も含め意見交換に努める」と、提案されている。

ここでは、「違法スト論がとびだし、同盟と対立する状況は……」とのべられている。そして、一〇月一日の八〇国民春闘共闘会議の発足総会では、「例年なら、第一回総会で、要求討議の視点および大筋のたたかいの構想を含めた「基本構想を提案してきたが、本年は特に、労働戦線の統一をも展望して、一定の時間をかけても、全労働者の統一要求づくりに取り組みたい」と、榎枝議長があいさつし、「基本構想についての問題提起」では、「日本の労働者は、一九八〇年代において壮大な労戦統一の事業を達成するために取り組みを強めている。この労戦統一を有効に促進するための条件を形成し、新しい発展方向を切り開くことは八〇春闘に課せられた最大任務」という。

ようするに「労戦統一が八〇年代の最大の課題である以上、同盟と相談をしなければま

ずい」ということで、総評としての明確な方針が打ちだされず、そればかりでなく、「春闘ではストをやめよう」と読みとれる表現まで出てきている。

ある集会で、幹部が「八〇年代の労働運動を進めていくためには、発想の転換が必要だ。今までのようなたたかいを進めていたのでは何にもならない。同盟の組合とも共闘することを考えるといった発想の転換が必要」と、問題提起をしたところ、参加者から「今まで弱さがあったかもしれないが、一所懸命労働運動をやってきた。ところが、最近になって急に発想の転換をしなければいけないと言われると、われわれが今までやってきたことは間違いということになる」という発言があった。

運動がゆきずまってくると、どうしても「何かうまく手はないか」という考え方におちいる。それが、今、幹部の間で言われている「発想の転換」ということになってあらわれているといえるであろう。

原発問題にも疑問

そのうえ、一日の会議で提起された原発問題にかんして「原発反対闘争を推進してきており、この態度に変わりはない」と、一応反対と読みとれるのだが、「われわれは、原発反対闘争の教訓を足がかりに、地域で二分化され、分裂されている住民運動の統一をはかる方向で新たな地域課題として見直しをはかっていかなければならない」「地域エネルギー政策、自治体エネルギー政策の自立化にむけ住民の中に合意形成を」という。総評のおおくの組合は、原発反対であるが、中立労連や同盟のなかには、原発推進の組合があるし、地域住民の中に意見がわかれているから、「新たな見直しをはかり、合意形成を」というだけで具体的な方針がでない。

「最近、総評からおりてくる文章を読んだり、会議にでていくと、『合意形成』をといながら、具体的な方針を聞くことが少ない。定年延長問題にしても、一方では鉄鋼のようなやり方もあれば、公務員のようなところもある。年金にしても、民間と官公労では考え方がちがう。そのため、方針がでないまま『合意形成』をというだけである」というある県評役員の声を聞いた。

「多数派形成」「労戦統一」という方向のため、具体的方針がでないでいる間に、同盟の方は、冒頭のべたように、活動家をバージしたり、総評の組合にたいし攻撃をしかけるのをやめていない。

そのうえ、政府、資本は総評議長に懲役刑を求刑したり、どこでもおこなわれているビラハリにたいし弾圧をかけるという、露骨な攻撃を進めている。ところが、総評はこうしたことにたいし、抗議の集会もおこなわないまま、「発想の転換」とか「労戦統一」とかいった、空理空論をしているのである。

なすべきことは何か、

富塚事務局長は、総評大会の直前に、総評新聞で「社会党見直し論」を発表した。その

理由に、「若い労働者が社会党から離れている」ことをあげ、さらに、たんに労働組合の支持だけではなく、広範な市民にも支持を訴えることを重視する方向をうちだした。

この方向にそって、総評は今度の衆議院選挙にのぞんだ。たとえば、飛鳥田選対では、今までの労組選対とは別に労働者、市民選対を作った。このスローガンは、「ただの市民が政治をかせよう」というものであった。このスローガンは、社会党から脱けた社民連の発想であった。そして、これがどれだけの力を発揮したか疑問の声があがっている。

一方、労組選対は、今までにないほどの結集を見せ、社会党の各総支部と連係をとりながら、地道な活動を続けた。連日、百、二百名の動員が、千代田、新宿、港の各区でおこなわれた。そして、「今までの組合動員という感覚で最初は指導し、一、二時間で終わる作業しか用意しなかった。すると、"せっかくやる気になってきたのに、これだけの作業しかないのか"という不満がでてきた」というほど、それぞれの動員者の意識が高かった。

残念ながら、東京都のどの選対でもそうだったとはいえないが、「委員長落選」というマスコミの宣伝もあって、危機感が生まれ、それぞれの組合員が選挙活動に取り組んだのである。若い労働者が社会党や労働組合から離れているというが、エネルギーを引き出さなければそうなるが、飛鳥田選対に見られるように、エネルギーは潜在しているのである。

「発想の転換」とか「労戦統一」とかいう前に、総評としての明確な方針を打ちだし、労働者を地道に一人ひとり組織していくことが重要でありそのことを通じてしか、われわれは多数派になれないのである。

（付記）七月二六日発表された同盟の労戦統一についての特徴は、二二単産連絡会議の解散（一九七三年七月）の「反省」のうえに、路線問題がいよいよ鮮明にされているのが特徴である。たとえば「労働組合主義」についても、Ⅲ、統一の基本原則、第一項で次のような規定をおこなっている（くわしくは本誌六四号を参照）。

Ⅲ、統一の基本原則

1. 再び分裂の不幸を繰り返すことのない統一を実現するために、路線を明確にし、労働組合主義を基調とする。

従って、少くとも次の諸点について、共通の認識にたつことが重要である。

① 労働者が労働条件を改善し、その経済的・政治的・社会的地位向上をはかるために、自主的に組織したものである。

② 労働組合は、政府・使用者等外部からのいかなる支配・干渉をも絶対に排すると同時に、政党からも完全に独立し、自由でなければならない。

③ このために、労働組合の団体交渉力・政策能力を強化するとともに、労働組合の建設的・平和的職分を重視する。また、労働組合の社会的責任の自覚にたち、国民世論の支持のもとに諸活動を推進する。

④ 労使対等の関係を維持しつつ、労働者の参加を産業経済の全般にわたって拡大し、産業民主主義体制の確立によって、産業の民主化をはかる。

⑤ 議会制民主主義を堅持し、民主主義にもとづき、議会を通じて、国民とともに改革を積み重ねることによって資本主義を改革し、福祉国家の建設を通じて新しい社会を築きあげる。従って、政治的目標を実現するためのストライキ（政治スト）による直接行動に反対する。

いわゆる「ヤミ給与」攻撃のなかで

——「ヤミ給与」問題への社会党千葉県本部の態度——

社会党千葉県本部の声明

減量経営を目標にして、「人べらし」「権利抑圧」と労働者にたいする攻撃はいっそうはげしくなっている。とくに公務員労働者にたいして「ヤミ給与」「カラ出張」等、マスコミを動員して一大キャンペーンがはかられている。

いわゆる「ヤミ給与」攻撃は千葉県の銚子市の職員にたいする攻撃からはじまった。銚子市の場合には市長選挙の政争とも一体となって、最初は問題の本質をわかりにくくさせていた。

このとき日本社会党千葉県本部は次のような声明を発表した。

銚子市の給与問題に対する見解

今、銚子市役所の職員にすでに支払われた給与について、ヤミ給与という指弾をうけ、政治、社会問題化しています。

さて、市役所の職員は、憲法で保障されているように、労働者としての団結権、団体交渉権、団体行動権をもっています。また、給与、労働条件等は、市役所の職員組合と市長、市当局との団体交渉で決定することになっています。

このようなことは、労働者の生活にとつての基本的な権利であるとともに、労、使交渉で給与、労働条件等を決定することは、現代社会の常識です。

したがって党は、銚子市役所の職員に支払われた給与については、

- 一、市の行財政全般についての責任は、市長、市当局にある。
- 二、すでに支払われた職員の給与は、市職員組合と市長、市当局との交渉で決定していたものである。

三、今回の給与問題の責任は、挙げて市長と市当局にある。職員と職員組合には責任はない。

党は、銚子市の給与問題を契機にして、地方公務員労働者の権利抑圧と組合弾圧、地方財政の締めつけによる中央集権化と地方自治権侵害を重視します。

市民のみなさん、県民のみなさんの御理解をお願いします。

一九七九年八月三日

日本社会党千葉県本部

以上であるが、現在でもまだ銚子市では、「ヤミ給与」だから返還しろ、という攻撃がかけられているし、一時期共産党銚子市委員会までが、職員は返還すべきである、という態度であったが、現在では変わってきている。

市川市でも住民団体(?)から監査請求

つづいて各地で問題を表面化し、大々的な攻撃が開始されたが、千葉県では市川市で住民団体(市川主権者の会、世話人・宮川淑)から監査請求が提出された。

その内容は、市職員の勤務時間は条例で平日は午前八時三〇分から午後五時一五分とまわっているのに、実際の勤務時間は午前九時から午後五時となっている。したがって三〇分の遅刻であり、一五分の早退である。その遅刻と早退の分は「ヤミ給与」であり、少く見積っても三〇億円。それを返せという内容であった。

おそろしく時代に逆行した内容である。

この攻撃にたいして、社会党市川総支部は、ただちに反論した。市職員の勤務時間は四九年十一月、当時の鈴木市長と労使交渉で決定した。その内容が午前九時から午後五時までである。だから「ヤミ給与」ではない、として新報号外を配布するとともに次の声明を発表した。

声明

一、市川市における現行勤務時間は、市長、市当局と、職員組合との団体交渉で正式に決定したものであり、断じて「ヤミ給与」というものではない。

一、市長は、従って、「ヤミ給与」などという一部新聞、市民団体の中傷に対し、毅然たる態度で反論すべきである。

一、市当局は、職員組合との合意を尊重するべきである。また、わが党との政策協定をもとに、市民サービスの拡大をはかるべきである。

一、今回の勤務時間改正を盛りこんだ条例改正を早急に行なうべきである。

日本社会党市川総支部

以上の声明文にたいして、「市川主権者の会」から社会党に公開質問状が寄せられた。四九年十一月に決定したものであるならば「なぜ五年間放置したのか、それは社会党市議団にも責任があるのでないか」という内容である。

社会党は、監査請求のもつ本質と公開質問状の内容はスリ替えである、と回答した。

この団体は、今度は千葉県職員に目をむけて勤務時間は条例では午前八時四十五分になっている。しかし実質が九時になっている、とまた動きはじめている。

いま自治体労働者ばかりでなく、すべての労働者が賃金について正当な要求を前面に出してたたかうことが問われている。

◇職場の機関紙から◇

日刊紙「全通高水」は十月二三日号で、鉄の「六〇歳定年延長」問題を取り上げ、その本質を「定年延長を口実とした賃金・人事制度の大合理化」とスバリと規定。さらに、十六日の「会社案」を「職場討議にかけることもせず、協約交渉で実施時期のメドだけを先に決めようとしている」と、組合民主主義の不在を指摘しながら、ほんとうの「定年延長」をかちとるためには、「職場の闘いととも政治闘争としても取り組まなければならない。もちろん、この問題は、法制化だけで解決されるものではなく、定年延長を本物にするために、職場の反合理化闘争が強化されなければならない。われわれの職場：ではぜひ必要である」と結ばれている。次号ではこの問題を考えてみたい。

資料 カラ超金問題への政労協の声明

政府の悪辣な賃金切下げ攻撃に反撃を

鉄道建設公団の「カラ出張」問題をきっかけとして、政府・大蔵省・会計検査院が、われわれ特殊法人労働者の一時金を「ヤミ賞与」としてかけてきた賃金切下げ策動は、きわめて悪質である。連日のマスコミ報道は、われわれの一時金が、あたかも、「不正」なものであるかのような印象をあたえている。この報道が、政府の一方的な意を体しているものであり、政府のわれわれ特殊法人労働者攻撃に手を借すものであることを認識させるとともに、この攻撃に反撃していく態勢を固めていく必要がある。すなわち、われわれ特殊法人労働者は、労働三権を保障された労働者であり、労使交渉において決められた労働条件に対して、何人も批難することは許されない。これは労働者の基本的権利である。従って、政府が、行政改革に対する国民の希望を逆手にとって、今度の攻撃をかけてきたことをわれわれは断じて許すわけにはいかない。

政労協は、十七日、闘争委員会および単組代表者会議を開き右の声明を採択するとともに、今後の闘いの方針を決めた。組合員全体で確認し、闘う態勢を固めたい。

日本鉄道建設公団の「カラ出張」問題をきっかけに、政府・大蔵省および会計検査院は、われわれ政府関係特殊法人に支払われている一時金を「ヤミ賞与」ときめつけ、これを国家公務員の水準まで切り下げようとしている。

また、ほとんどのマスコミも、一方的に「ヤミ賞与」という報道をくりひろげ、国民に対し、あたかも政府関係特殊法人労働者が「不正」をはたらいているかのごとく印象づけている。

われわれは、このような不当な宣伝をなした政府・大蔵省および監督省庁とマスコミに抗議するとともに、一時金が断じて「ヤミ賞与」でないことを内外に明らかにし、政府・大蔵省および監督省庁の切下げ攻撃と全面対決し、これを阻止する決意である。

以下、われわれの主張を具体的に述べたい。

1、われわれは、労働基本権を有しており、国家公務員に準じなければならない理由は、全くない。

政府関係特殊法人は、「経営の自主性と弾力性を認めて能率的運営を行なわせる」ことを目的として国から独立して設立された法人である。したがって、その労使関係は民間並に、その労働者は法律による制約を何らうけることなく、団結権、団体交渉権、争議権が憲法上完全に保障されている。現行法上、団結権のみしか保障されていない（これ自体不当であるが）国家公務員と根本的に異なるところである。

2、われわれ政府関係特殊法人労働者は、国家公務員と違って身分がきわめて不安定である。

労働基本権上の違いだけでなく、われわれ政府関係特殊法人労働者は、統廃合理化によって身分が不安定な状態におかれていること、また一部の職場では、長時間超勤が強い

られていること、さらに年金制度（厚生年金）や定年制（六〇歳未満が政労協内で二八法人もある）などを見れば、国家公務員と違うことが明らかである。

3、批判されなければならないのは、自主交渉権を阻害している政府・大蔵省および監督省庁である。

すでに指摘したように、われわれの労働条件は、すべて労使の自主交渉によって自主的に決定されるべきである。しかし、政府・大蔵省および監督省庁、さらに天下り官僚は、われわれの労働条件、とりわけ賃金について、不当な「内行行為」をもって国家公務員準拠規制を押しつけ、労使の自主交渉を阻害している。そのため、賃金闘争は長期化し、紛争の拡大を招いている。

今年の賃上げも、すでに要求書を提出して以来、六カ月余を経過している今日に至っても「ゼロ回答」の状態がつづき、しかも、いつ解決するのかその見通しすらついていない有様である。

このような政府・大蔵省の「内行行為」が不当であることは、これまでのわれわれの闘い——すなわち、理化学研究所労組が勝ちとった埼玉地労委と中労委の不当労働行為救済命令、あるいは故石井中労委会長見解（中央労働時報第五〇二号、七〇年、P 49～50）など——によって、客観的に明らかになっている。

4、われわれがかちとってきた一時金は、断じて「ヤミ賞与」ではない。

われわれがかちとってきた一時金は、日本鉄道建設公団労組はもちろんのこと、政労協傘下のすべての労働組合が、結成以来、文字通り労使の自主交渉で決め、労働協約を締結して支払われてきたもので、断じて「ヤミ賞与」ではない。

われわれ政労協は、一九六〇年に結成し、以来、組合員とその家族の生活と権利を守り、さらに向上させるため、労働三権をフルに活用して努力してきた。その結果が、今日の一時金の支給実績であり、労働の実態と組合員の生活を補うためではない。

5、「ヤミ賞与」という不当な攻撃にもとづく一時金の切り下げは、労働組合の存在そのものの否定であり、断じて許せない。責められるべきは、大蔵省の予算の組み方である。今回、問題となったのは、予算と実際に支払われている一時金に差があったことである。しかしながら、すでに触れたように「経営の自主性と弾力性」を発揮するため、臨時行政調査会は、「公社・公団の改革に関する意見」のなかで「予算は総枠についてのみ主務大臣が承認するものとする」とした。したがって予算の総枠の積算根拠は予算統制の根拠とせず、総枠内の運用は理事長（または総裁）の責任と権限に委ねる」と指摘している。また、本来給与予算は、同じ特殊法人であるNHK等のように労使交渉の結果をもって決定されるべきである。改めなければならないのは、労働の実態を無視し、予算を国家公務員と同じように規制した大蔵省である。

6、労働協約は、就業規則や給与規程より優先する。

ほとんどの政府関係特殊法人の給与規程に、「一時金は国家公務員に準じて、別に定める」旨規定されている。しかし、この規程は、過ぐる三年前の一九七六年に、政労協はじめ各労働組合の反対を押し切って、理事側が一方的に改訂したものである。その際、理事側は、「国家公務員に準じて」をそう入したことによって、何ら自主交渉を阻害するものでないことを確約した。また、労働組合法は、就業規則（給与規程も含まれる）より労働協約のほうが優先することを明確にしている。このことをとつても、何ら国家公務員と

同水準の一時金でなければならぬ理由は全くない。

最後に、政府・自民党は、自らの金権腐敗政治を改めようとせず、今日の財政危機を動労大衆に転嫁する一般消費税の導入と行政改革を打ち出し、絶対多数の議席獲得を狙って総選挙に踏み切った。その矢先に、あたかも政府関係特殊法人労働者が「不正」を働いたかのごとく宣伝をしたことは、増税に対する動労大衆の批判が高まっているなかで、総選挙の争点をそらそうとする政治的陰謀と言わざるを得ない。

また、今回の一時金切り下げ攻撃は、一昨年一二月三日の行政改革に関する閣議決定に基づくものであり、その意図するものは、行政改革による財政の効率的運営を口実に、労働条件の切り下げ、さらには、労働組合の団結力を破壊しようとするもので、それだけに、政府関係特殊法人労働者だけでなく、公益法人労働者を含めてすべての政労協労働者にかけられた攻撃であり、われわれがこれを許せば、賃金水準の低下、自主交渉権の侵害、諸合理化攻撃に拍車をかけ、ひいては労働組合の存在が問われるであろう。

とくに、政府・自民党が、これを機会に、政府関係特殊法人労働者の労働基本権を制限あるいは剝奪することによって、政府関係機関の事業を一層反動的・反国民的方向にもっていくようとしていることに対して、われわれは、強く危惧する。

われわれは、かかる政府・大蔵省および監督省庁の一連の攻撃に対し、その不当性を世論に訴えつつ、自らの生活と権利を賭けた一時金の獲得を期して、政労協三万七千名の労働者が一丸となって闘うことを決意する。

以上、声明する。

一九七九年九月一七日

政労協闘争委員会

政労協単組代表者会議

(政労協、一九七九・九・一五)

◇編集部から◇

▽号外「『道』批判者たちへの反批判」は予想外の好評を得、『道』への関心の深さをあらためて思い知らされた。残部が少なくなっています。おはやめにお申し込みください。また、ぜひ読後感を寄せて下さい。

▽編集の仕事は旅がつきものだ。旅が生活の一部となる。読者諸氏と会えるのが何よりもの楽しみだが、旅をしていると思ってもいけないことにいくわすものだ。先日、木曽の御岳山が噴火した。その噴炎を遠望したり、車窓からキジが飛び立つのを目撃したり……である。

▽いつものお願いです。読者諸氏のたたかいの報告、また本誌の感想を寄せてください。

本部原案をめぐり激論

——全通第七四回中央委員会から——

本部原案の問題点

反マル生闘争をどう発展させるかという重要な課題になっている全通の第七四回中央委員会が十月三〇～三一日にかけ開催された。

だが、本中央委員会は現場労働者の実態と意志に応えたものかどうか、「長期抵抗・大衆路線」にたったものかどうか、重大な問題点を残すところとなっている。いいかえれば、反マル生闘争で労働者としての主体性を堂々としめした全通労働者にたいし、独占資本・省当局が徹底した反撃に出ていることをまざまざと示している。

本中央委員会はまずその位置づけからして問題とされていた。第一に、実損回復・特別昇給、支部団交権など数年ごしに激論となりたたかいぬかれた案件が、「十一月十五日（年賀発売日）までに決着つける」ということで、ほとんど下部討議なしに「大綱妥結」（十月二十八日）されたうえで開催されたこと。第二に、今年夏の全国大会総括をどううけとめるかにかかっているが、「労使間は全く」こう着した事態」にありこの事態を、再びおとずれた年末始繁忙を前に諸要求や諸懸案事項の解決を通じ、どう局面打開をはかるか」に「中央委員会の基本的任務」がおかれたことである（『全通新聞』一三九七号）。

敵の攻撃の集中点は職場

第一点については「大綱妥結（28日）即中央委開催（30日）のため論議不足だ。……本中央委では提案説明を受けるにとどめて休会とし、再開中央委で態度を決定すべきだ」（『全通新聞』一四〇〇号）とする意見が相次ぎ激論となったが、結果的には本部提案通りの決定となった。こうした組合民主主義上の問題のみならず、「大綱妥結」内容そのものも重大な問題が含まれるとの意見が中央委員から出されたと伝えられる。まず支部団交権については本部自らが「暫定ルールの手直し」と表現した内容で妥結した。「省の基本的姿勢」が「改められた」ことが主たる理由とされているようである。だが今まで幾度となく全通内で本部が「省の労務姿勢が変わった」と判断したのにたいし職場から必ず「そんなことはない。もっと実態をみて欲しい」という声が出されていたことに注意せざるをえない。

また旧来の「暫定ルール」自体、支部団交権確立にむけての「訓練・助走」として締結されたが、全通全国大会でも「省側の職場支配の訓練にはなっても組合側のたたかひのステップにはならない」という声が強く出され、この間無ルール下で本格的な支部団交権を求めたたかわれてきたのである。郵政のみならず、国鉄の現場協議制否定など、敵が職場での交渉権を奪う攻撃に集中しているとき、反マル生闘争を職場から強める以外に支部団

交権確立はありえないという原則が今こそ再確認されるべきではなからうか。

つぎに「実損回復」にともなう「特別昇給制度」導入問題である。全通の要求は特昇制度導入の交渉テーブルにつくことは前提としながらも、まずは無条件でこの間の実損回復をはかれないものであった。しかし省は実損回復にあたつて事実上の特昇制度をもちこんできた。「大臣表彰」や「訓練」の一部が特昇の対象とされ、逆に病休、休職、欠勤、懲戒処分などが実損回復にあたり一定の制約とされた。これにも多くの中央委から強い反対があつたが、本部は「これが最大限のものと決断」（保坂書記長答弁）と固執した。

「攻撃は最大の防御」を実践する当局

ではなぜ下部討議もなしにこれだけの重要案件の「妥結」がいそがれたのだろうか。第二点目の問題である。本誌で既報のように、七月の全通全国大会では「反マル生闘争の高揚を前むきに評価すべきだ」という意見と、「反マル生闘争はメリットはなく損害処分ばかり大きいたたかいだった。モノのとれぬ労組はネズミをとらぬネコと同じだ」という意見が真向から論争となつた。むろん独占資本・省当局は四・二八処分をはじめとし、後者の考え方をひろげようと総力をあげた。反マル生闘争総括が不充分なまま・敵の反攻に直面し、いきおい今秋年末闘争では「安物買い」という批判をうけようとも「局面打解」要求解決」が重点とされるにいたつた。このあせりを利用し、省当局は全通を「幹部闘争」「経営参加」「労使協調」の道にひきずりこもうとしている（中央委員会での保坂書記長提案では「地方郵政事業労使懇話会」設置にふみきり「郵政事業の将来展望の引き出しと政策提言の場として活用することが必要」といわれている）。

ここまで反撃した省当局の全通への組織的・思想的攻撃を他山の石としなければならぬ。敵は反マル生闘争をいちはやく総括し、次の闘争方針を鮮明にうって出てきた。四・二八首切処分は「働かない者は首を切られてもしょうがない」という「生産阻害者」攻撃の威力をまざまざと発揮した。権利・慣行剝奪は職場で一気に強められ「抵抗すれば首になる」と、職場の団結が破壊されていった。「闘争時は徹底的にブツをためるが、平時には率先してブツをはく」という全通内の「戦術傾斜」とよばれる弱さも巧みにつかれた。反マル生闘争では先頭にたつてたかつた全通東京地本内でも、「業務に精通しなければ信頼されないし組織拡大もできない」「昼休みはゴロゴロ寝ていないで就業規則を勉強しよう」等の提起があらわれるにいたつた。

だがいかに身をかわそうとしても敵は追いうちをかけた。夏・秋にかけ東京など各地で保険部中心に全通活動家、年輩組合員の他部門への強制配転がいつせいに強行された。配転された仲間の多くは「不正募集は絶対にせず正しい仕事をする」「あくせく手当をかせがず健康第一にしたい」と労働者らしくあたりまえの仕事をしていた。だがこういう労働者こそ省にとっては「募集成績の悪い」生産阻害者なのだ。

他方全通本部の要求にたいしては一步もひかず、「二年も前に大綱妥結した実験時短実施が全国大会で否決されるようではいっさいモノは出せない」と、「たたかえば損」と思いこませることに全力をあげてきた。そしてこれから特昇制度をおしつけることにより、低賃金だけにすこしでも手どりをふやしたい気持につけこみ、労働者の競争をあおり、「働く能力ない者は賃金があがらなくて当然」という資本主義の思想を注入するだろう。それ

をテコに、高齢者の定昇ストップ、合理化病罹病者の職場排除、賃金の全面切り下げと次の闘争をいどむこと必至である。

だが動揺と敵の攻撃に抗し反撃が組織されることもまた必至である。反マル生闘争の成果といえども何といっても「今までいかに『やりすぎ』の作業実態にあったか、ということを考えさせられた」（東京鉄郵支部大会議案）ことにある。それだけ郵政合理化のもとで非人間的な労働実態を強いられていたことが多くの組合員のたたかいをつうじあきらかにされた。実態はますますたたかいを要求している。

それだけではない。規制闘争のなかで「人間の生命を業務より優先させる」ことがどういうことか身をもって示したし、当局に労働者を人間らしくあつかえと対等にモノをいえる状態がいかに労働運動にとってたいせつかを示した。一時的にせよ職場の主人公としての誇りをとりもどした経験は必ず生かされる。

さらに多くの職場で、「あたりまえの労働」を日常の職場闘争としてひきつづこうという努力が強められている。これを一番省がおそれたからこそ、首切処分という伝家の宝刀をぬかざるをえなかったのである。たしかに「宝刀の切れ味」はすさまじい。しかしそれだけに、首切のおどしに屈せぬ団結づくりにむけ何が必要か、「企一」「企二」号を御題目に終らせずこの間の後退の反省からどう豊富化していくか、全通の仲間は職場から必ず闘争方針も確立していくだろう。首切処分をきっかけにひろがった民間労働者との地域共闘も反撃への重要な位置を占めるだろう。

緊急号外（好評発売中） 定価五〇〇円（郵送含）

『道』 批判者たちへの反批判

『道』と科学的社会主義の擁護

□ 内 容 □

序 章 発行にあたって

第一章 向坂逸郎氏に聞く——マルクス・レーニン主義とは何か

第二章 高沢寅男氏に聞く——『道』は闘争の歴史そのもの

第三章 階級矛盾なき資本主義論（大内力氏の「現代資本主義論」批判）

第四章 「窮乏化法則」と大内力氏の「窮乏化」

第五章 「プロ独裁」は階級闘争の必然的結果

第六章 「宇野理論」批判——大内力氏の理論と思想の基本的性格と特徴

補 論 現代のドン・キホーテ——馬場宏二氏という御仁

□ 価 格 □

一部五〇〇円（郵送費含）。ただし二〇部以上五〇部までは一部四五〇円、五〇部以上ご注文の方は一部四〇〇円、としその分還元させていただきます。

□ 注文先 □

東京都千代田区飯田橋四の四の八 朝日ビル四〇一号室 社会通信社／郵便振替東京0の58431、労金・東京労金本店№50234

『トライアル・アンド・エラー』(3)

「忍」の一字の中味を……

「右へ、右へと草木もなびく……」というセリフは、ここ二、三年、心ある労働者の間に、警句として語り続けられてきたが、公開の席上では、国労大会で、酒井副委員長が「労働運動の現状は、一言で申し上げれば、正に「右へ、右へと草木もなびく」というとうとうたる右傾化の流れの真つただ中に立たされています」と述べている(議事録より)。真実を憶せず語るこの人の面目躍如たるものがあるが、最近、私は「参加、参加と草木もなびく……」と鐘を鳴らしている。

しかし、このような動向のなかで「いまはじつと耐える時期だよ」「忍」の一字だ……」「とうとうと川が流れているときにバタバタしても押し流されてしまう。時期をみてブツ止めよう」という発言がある。実は岩井さんが国労の甲府支部大会で「……ある意味では今は耐える時期でもあるが、しかし『旗』は下してはいけない」という趣旨のことを語ったといわれる。

『旗』とは、凝縮した言い方をすれば、とくに党では「科学的社会主義」であり、とくに労働運動では「階級的労働運動」ということであろう。そして、さらに突込んで言えば、哲学でいう「唯物弁証法」から「唯物史観」、そしてマルクス経済学に至る『旗』を下すなということにもなつてこよう。また、最近、社会党員なる大内力・新田俊三：先生らが、「宇野理論」とうそぶきながら、社会党を叩くのに大童になつて、いわゆる「窮乏化法則」、そして「プロ独裁」も、極めて大事な『旗』であろう。

もう一度のべるとしつこくなるが、いま掲げた、唯物弁証法・唯物史観・マルクス経済学・科学的社会主義・階級的労働運動・窮乏化法則・プロ独裁の諸法則は、「現代」における解釈であろうと適用であろうと、根っ子としてしつかり踏まえなければならない一大原則である。この踏まえある国は「世直し」に成功したということを銘記しておかなければならない。

さて、「皆、バスに乗り遅れるな」と、社公中軸、労戦便乗、合理化容認……などの改良主義の攻撃が強いなかで、岩井さんのいう『旗』を下すな、の意味合いをかみしめなければならぬであろう。「ガマンしろ」だけでは、心ある者、若者たちは納得しない。やはり問題は、つぎのような耐える中味、耐え方のことであろう。

I 民社・同盟などが強行しつづける中道思潮、反社会主義、マル生まで容認していく労働組合主義、低抗を説かない国際自由労連への加盟運動、さらに選別と排除によって左翼をバーシシつづける電通型労働運動、そして、それら全般にかかわっている「参加」の思想などについて、「耐えながら」も、その事実と実態を労働者大衆に積極的に伝えなければならない。

II このような状況下でも、当然のことながら「基本的階級関係」の場である職場生産点で、職場闘争・職場反合同争・職場に労働運動をしつかりたたか、地区労、地域共闘強化へ拡大し、労戦、統一戦線まで展望するなかで、いざという時に、最大限結集ということをやいま真剣に訴え続けていくということ。

III やはり、国労の反マル生闘争に学び、「座して死を待つより、起つて反撃を」、推し進めなければならぬであろう。反撃とはラジカルを意味しない。それぞれが与えられた場所できちんとモノを言い、日常的抵抗闘争を粘り強くたたかうことに外ならない。情勢はたしかに厳しい、難しい。ヘタに動く必要以上に彼等を結束させるかも知れない。しかし、事態はもつと進んでいると見なければならぬ。こちらが耐えようが、おとなしくしていようが、追い打ちは容赦なくかかってくる。つねに準備しよう。